

マイナンバーの記載・提示について

(1) 番号法の施行について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、平成28年1月1日以降保育所等を利用する方は、各種手続きの際、個人番号（＝マイナンバー）の記載が必要とされております。

(2) マイナンバーの利用目的

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業実施に関する事務

- ・資料の提供等の求めに関する事務（保育料算定に係る収入調査 等）
- ・支給認定に関する事務 等

※提供いただいた個人番号は、当該事務を処理するために必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

(3) マイナンバーの記載が必要な手続きについて

マイナンバーの記載が必要な手続きは、下記のとおりです。

- ①支給認定申請書兼施設利用申込書（保育所等を新規に利用するとき）
- ②支給認定変更申請書兼変更届（認定区分等の変更や申請内容の変更を行うとき）

(4) マイナンバー記載に係る本人確認等について

申請書等を提出の際にはマイナンバーを記載いただくとともに、本人確認（番号確認と身分確認）が必要となりますので、次の書類をご持参ください。

◆持参いただくもの（「番号確認」と「身元確認」の書類）

1. 保護者（申請者）が申請書を提出する場合

マイナンバー確認に必要な書類 (正しいマイナンバーであることの確認)	身元確認に必要な書類 (マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)
(次のうち、いずれかを提示) ・通知カード (平成27年10月以降に自宅に郵送された通知) ・マイナンバーが記載された住民票の写し等	(次のうち、いずれかを提示) 【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 等 【身分証明書（以下の書類から2点）】 ・健康保険証 ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等
※マイナンバーカードをお持ちの方は、 マイナンバーカードのみで「マイナンバー確認」と「身元確認」の両方が行えます。	

2. 代理人が申請書を提出する場合

保護者(申請者)のマイナンバー確認に必要な書類 (提供された保護者のマイナンバーが正しい番号であることの確認)	代理人の身元確認に必要な書類 (申請書を提出する方の身元確認)	代理権確認書類 (代理権を有することの確認)
(次のうち、いずれかを提示) ・マイナンバーカード ・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票の写し等	(次のうち、いずれかを提示) 【顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)】 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 等 【身分証明書(以下の書類から2点)】 ・健康保険証 ・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等	・委任状

※配偶者や同一世帯の親族であっても、申請者以外は委任状が必要となります。